改正事項2 知事意見と審査会諮問(整備法関係)

<改正前>

アセス法

配慮書

方法書

準備書

静岡県環境影響評価審査会

知事意見



諮問 · 答申

(法改正により新設)

整備法

海洋環境等 調查方法書案



静岡県環境影響評価審査会

知事意見

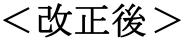


諮問・答申

<u>要改正</u>

整備法に基づき、環境大臣から知事に対し、環境の保全の見地からの意見を求められたときに、環境影響評価審査会に諮問できる規定がない。

改正事項2 知事意見と審査会諮問(整備法関係)



アセス法配慮書方法書準備書整備法海洋環境等
調査方法書案

静岡県環境影響評価審査会



知事意見

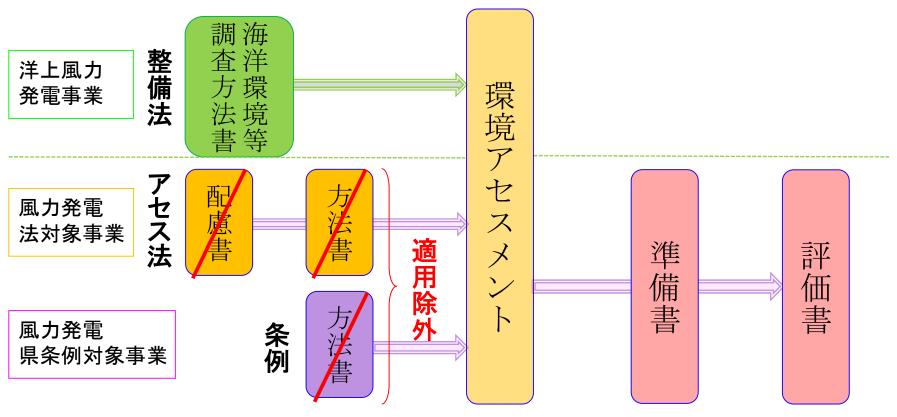


諮問 · 答申

新たに、海洋環境等調査方法書の案について知事意見を述べるときは 環境影響評価審査会に諮問できるよう、関係条文の改正を行う。

改正事項3 方法書手続の免除(整備法関係)

<改正後> アセス手続の流れ



海洋環境等調査方法書に係る規定の新設に伴い、環境影響評価法の配 虚書及び方法書の規定は適用されないこととなった。

条例においても、海洋環境等調査方法書の手続が行われた場合、条例 の方法書の規定を適用しないこととする。